

令和6年7月

不動産事業者の皆様

京都市都市計画局住宅室住宅政策課
京安心すまいセンター

「子育て世帯既存住宅取得応援金」及び「空き家等の活用・流通補助」の制度説明会 御案内

盛夏の候、貴下におかれましては、益々御清栄のことと、お喜び申し上げます。

また、平素は、本市行政に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では、この度、子育て世帯の市外流出抑制及び既存住宅の流通促進を目的に、「子育て世帯既存住宅取得応援金」及び「空き家等の活用・流通補助」の制度を創設する運びとなりました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催させていただきます。是非、不動産取引に携わっておられる皆様方のお力添えをいただき、多くの方に御活用いただきたく存じますので、御参加をお待ちしております。

記

1 日 時 令和6年7月26日(金) 15:30~17:00

2 場 所 ひと・まち交流館 地下1階 ワークショップルーム
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地の 1
(河原町五条下の東側)

3 対 象 不動産事業者等

4 定 員 会場参加 100名
WEB参加 100名(zoom)

※いずれも、事前申込制で先着順となります。
※申込多数の場合は、別日程での追加開催を検討します。



5 申込方法

(1) 申込先・問合せ先

京(みやこ)安心すまいセンター

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地の 1 (河原町五条下の東側)

電話:075-744-1670

開館時間:午前9時30分から午後5時 休館日:水曜日、第3火曜日、祝日、年末年始

(2) 申込方法

以下の申込ページからお申込みください。

<https://forms.gle/pnsc6RGh724LNMQKA>



(3) 申込期間

令和6年7月10日(水)から7月25日(木)午後3時まで

※ 先着順となります。期間中に定員に達した場合は、申込を締め切る場合があります。

6 参考

「子育て世帯既存住宅取得応援金」の概要は、以下のページをご覧ください。

<https://miyakoanshinsumai.com/kosodatesumai/>

「空き家等の活用・流通補助」の概要は、別紙をご覧ください。



令和6年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	空き家等の活用・流通補助		
予算額	72,500 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	住宅室 住宅政策課(222-3667)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>市内には、市場に流通していないといわれる空き家が約4万5千戸あり、その中には、築年数が経過した狭小な住宅のように、市場性が低く、そのままでは活用・流通が難しいため、放置され、老朽化が進むものもある。</p> <p>本市では、空き家の活用・流通の促進に向けて、不動産や建築、相続の専門家と連携し、空き家所有者からの利活用の相談に無料で応じるなど、寄り添った支援を実施している。</p> <p>令和8年以降には、空き家や別荘などの居住者のない住宅の有効活用を促すため、新税として「非居住住宅利活用促進税」を導入することとしており、空き家の所有者に更なる支援を行うことで、空き家の活用・流通を一層促進させる効果的なタイミングを迎えている。</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>1 建物活用補助 昭和以前に建築された建築物であって、良質な空き家については、その活用を促すため、それら売却する所有者に対し、不動産事業者に支払う仲介手数料の一部を補助する。(補助率1/2、上限額25万円)</p> <p>2 敷地活用補助 昭和以前に建築された建築物であって、そのままでは活用・流通が難しい面積が50㎡以下の狭小な敷地に建つもの(京町家を除く。)については、解体後の跡地の流通・活用を促すため、それらを解体する所有者に対し、解体費用の一部を補助する。(補助率1/3、上限額60万円)</p> <p>さらに、住宅地として適正な規模の土地となるよう、解体後に他の敷地と統合することにより、狭小な敷地を解消する場合は、上限額に20万円を加算する。</p>			
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]			